

令和7年4月

馬路村に転入される方へ

ようこそ、ゆずの香る馬路村へ！

転入に伴い、いろいろな手続きが必要になりますので、下記をご覧いただき手続きをお願いします。※住み始める前や転入予定では受付できません。

役場での手続き

◆住民登録関係

チェック	手続きが必要な場合	手続きの内容	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/>	転入するとき ①住民基本台帳カード・マイナンバーカードを持っていない	転出先の市町村で転出届を提出し、転出証明書を転入日から、14日以内に手続きを行ってください。	・転出証明書 ・本人確認ができるもの ・印鑑	総務課 (0887) 44-2111
<input type="checkbox"/>	転入するとき ②住民基本台帳カード・マイナンバーカードを持っている	上記と同様です。 ※カードを継続利用する場合は、転入日から、30日以内に継続の手続きをしてください。	・マイナンバーカード ・住基カード ※暗証番号が必要です。	総務課 (0887) 44-2111

- 代理人（同一世帯員、法定代理人を除く）の場合は、委任状と代理人の印鑑
- 日本国外から転入の場合は、以下のものが必要です。
 - ・日本国籍の人はパスポート・戸籍謄（抄）本・戸籍の附票
 - ・外国籍の人はパスポート・在留カードまたは特別永住証（みなしも含む）

◆登録関係

<input type="checkbox"/>	125CC以下のバイクなどを持っている	ナンバープレートの交付申請手続きを行ってください。	・廃車申告受付済書 ・印鑑 ・本人確認書類	総務課 (0887) 44-2111
--------------------------	---------------------	---------------------------	-----------------------------	--------------------------

◆手当関係

<input type="checkbox"/>	児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当	住所変更の手続きをしてください。	手当を受ける人の ・手当証明 ※状況によって手続きが異なりますので、お問い合わせください。	健康福祉課 (0887) 44-2112
--------------------------	---	------------------	---	----------------------------

◆医療・受給者証関係

チェック	手続きが必要な場合	手続きの内容	必要なもの	担当課
□	・転入前から国民健康保険に加入している ・国民健康保険に加入を希望する	転出前の市町村で脱退手続きを行ってから、転入先で加入手続きをしてください。	・印鑑 ・被保険者証等 ・資格取得（喪失）証明書 ※社会保険から国民健康保険に変更される方のみ	健康福祉課 (0887) 44-2112
□	後期高齢者医療被保険者証を持っている	県内市町村からの転入の場合、手続きは不要です。県外からの転入の場合、負担区分証明書を提出してください。	・負担区分証明証 (県外からの転入の場合のみ) ・印鑑	

◆手帳関係

□	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている	住所変更の手続きをしてください。	・お手持ちの手帳 ・印鑑 ・マイナンバーカード等個人番号が確認できるもの	健康福祉課 (0887) 44-2112
□	自立支援医療・更生医療・精神通院医療・育成医療を受給している	住所変更の手続きをしてください。	・被保険者証 ・印鑑 ・自立支援医療受給者証	
□	要介護等認定を受けている	住所変更の手続きをしてください。	・受給資格証明証 ・印鑑	
□	福祉医療・ひとり親家庭医療を受給している	受給手続きをしてください。	・被保険者証（受給される方） ・療育手帳 ・身体障害者手帳 ・印鑑 ※状況により所得証明が必要	

◆ごみについて

□	一般ごみ・リサイクルゴミの出し方について		別紙参照	健康福祉課 (0887) 44-2112
---	----------------------	--	------	----------------------------

◆保育・学校関係

チェック	手続きが必要な場合	手続きの内容	必要なもの	担当課
□	保育所へ入所を希望する	入所申し込みの手続きをしてください。	※状況によって手続きが異なりますので、お問い合わせください。	健康福祉課 (0887) 44-2112
□	小中学校に転入する	転出学校に転校の旨を連絡し、書類を揃えて馬路・魚梁瀬小中学校へ提出してください。	・在学証明書 ・教科書給与明細書	馬路小学校 (0887)42- 1008 馬路中学校 (0887)42- 1007 魚梁瀬小中学校 (0887)42- 2012

※小中学校の特別支援学級等については教育委員会にご相談ください。

馬路村教育委員会(0887)44-2216

◆妊婦・乳幼児関係

□	転入前の市町村で妊婦健診受診券の交付を受けている	受診券の交付手続きをしてください。	・母子健康手帳 ・転入前の市町村で交付された妊婦健診受診券 ・印鑑	健康福祉課 (0887) 44-2112
□	乳幼児の子どもがいる	前市町村で健診・予防接種を受けていない場合は、お問い合わせください。	・母子健康手帳 ※状況によって、手続きが異なりますのでお問い合わせください。	

◆動物について

□	犬をかっている	犬の登録事項変更手続きを行ってください。	・犬の鑑札等 ・登録の証明になるもの	健康福祉課 (0887) 44-2112
---	---------	----------------------	-----------------------	----------------------------

◆公営住宅について

□	村が管理する住宅に入居する方	申し込み手続きを行ってください。	・必要書類等は担当課にご確認ください。 ※郵貯・JA 口座振替可能	建設課 (0887) 44-2336
---	----------------	------------------	--------------------------------------	--------------------------

その他の手続き

ライフラインの手続きはタイミングや方法を整理し、電話・インターネットなどを活用して効率よく進めましょう。まずは、各事業所に確認してみましょう！

◆ライフライン

チェック	種別	手続きの内容	必要なもの	事業所
□	水道	給水申込書に記入の上、提出してください。	・給水申込書 ・印鑑 ※郵貯・JA 口座振替可能	馬路村役場 建設課 (0887) 44-2336
□	電気	新住所の電気開始（1週間前位までに） ※インターネットで申込ができます。	・新住所 ・新住所の電気お客様番号	四国電力高知支店 (0120) 410-430 または 新電力会社
□	ガス	開始日を電話連絡 入居してから、立ち合い検査があります。	・新住所	馬路村農協購買 馬路店 (0887)44-2023 魚梁瀬店 (0887)43-2332
□	固定電話	電話またはインターネットで連絡して下さい。		NTT 西日本 116 ※携帯電話からは 0800-2000116
□	インターネット	申込用紙に記入し郵送で申し込んでください。 (インターネットでの申込はできません)	・申込用紙 ・専用の封筒 ※申込用紙は馬路村役場と役場魚梁瀬支所にあります。	ピカラ サポートダイヤル (0800) 100-3950
□	郵便物	郵便局窓口にある転居届はがきまたは、インターネットで手続きを行ってください。	・印鑑 ・転出住所の記載がある本人確認証	馬路郵便局 (0887)44-2220 魚梁瀬郵便局 (0887)43-2021
□	新聞	電話にてお問い合わせください。		高知新聞販売所 林 (0887)44-2345 (0887)44-2355

銀行口座・クレジットカード・パスポート・生命保険などの住所変更等も必要です。

運転免許証の住所変更は近隣の警察署でできます。※安芸警察署(0887)34-0110

◆村からのお知らせ

広報誌	2か月に1回（偶数月の10日頃に配布） 配布は、地区長または班長が各家庭へ配布します。折込に村内のチラシや水道料の通知書が入ります。
有線放送	<p>①近々の情報をお知らせします。 放送時間（6：30・18：30・20：30）なお、道路情報に関しては、臨時放送も行います。</p> <p>②馬路村議会放送を行います。（チャンネル1番）</p> <p>③FM放送設備付き</p> <p>※有線放送にて県道や村道の通行時間制限や通行止めのお知らせがあります。</p> <p>また、雨量による県道通行止めがあり累計で200mm、1時間に50mmを超えると県道が通行止めになることなどを有線放送でお知らせします。</p> <p>また、ゴミ出し案内やイベント告知・地域の事業所からのお知らせなども放送します。8：30・15：00にはラジオ体操も流れます。</p>

◆水道

料金	村が管理している水道施設から、全家庭に水道の供給を行っています。請求は2か月に1回村の広報誌と一緒に請求書を配布します。（偶数月の10日頃） <ul style="list-style-type: none">・基本料金（2か月）1,800円・量水器使用料 (2か月で100円または160円 量水器によって異なります)・超過料金（20m³以上 1m³あたりごとに100円) 支払いは、農協または郵便局での引き落とし、または、役場・やなせ支所・農協窓口で現金払いができます。
----	--

◆集金など

地区会費	年2,000円～3,000円（地区の係の方が集金にまわってくださいます。） 地区会費は、村民運動会や自主防災組織等の地区活動に使われます。 ※自主防災組織とは！ 地区ごとに、自主防災組織が設立されており村民が中心となって防災活動を行っています。村民になると自動的に自主防災組織の一員となります。災害時には、村民が協力して活動を行います。年1回（9月初め頃）、防災の日の前後に地区ごとに訓練を行います。
------	---

◆その他

赤い羽根 共同募金	（寄付）一世帯500円（社会福祉協議会の共同募金で、ボランティアさんが集金にまわってくださいます。）
--------------	--

村情報

◆馬路村内には7つの地区があり、それぞれの特徴があります。

馬路 地区	①朝日出（あさひで）：馬路村の入り口。ゆずの段々畑で景色最高！
	②影（かげ）：馬路地区の中心部。役場等が徒歩圏内で便利！
	③日浦（ひうら）：清流安田川の目の前！近隣に農協さんあり。
	④相名（あいな）：日本の里100選に選ばれた美しい田園風景あり！
	⑤東川（ひがしごう）：山々に囲まれ、空気が澄んでいて最高！
	⑥中の川（なかのこう）：自然に囲まれた静かな集落！



村情報

魚梁瀬 地 区	⑦魚梁瀬（やなせ）：ダム湖に囲まれた、自然豊かな集落！ コンパクトな集落ですが、保育所や小中学校、買い物ができる農協ストア、郵便局なども徒歩圏内。
------------	--



ごみと資源の分け方・出し

(令和6年4月1日現在)

一般ごみ	可燃物	生ごみ・紙・木くず・電球 ガラス製品や食器など ※生ごみは十分水を切り、ガラス製品 や 食器などは新聞紙等で包んで下さ い	 名前を書いてください 指定袋に入れる (大1枚90円、小1枚40円)	毎週月・金曜日 朝8時30分までに	ゴミ箱の中へ		
					※指定ごみ袋はJAストア、フードショップきよおかにて販売しています。		
リサイクルごみ	ビン	ジュース・ワイン等食品類のビン ※農薬・油ビンは除く	ゴミ箱に設置の ビン専用袋	毎月第2・第4火曜日 朝8時30分までに 種類ごとに分類して袋に入れ 汚れの取れないものは一般ごみへ	ゴミ箱の外へ		
	カン	缶詰・缶ジュース等食品類のカン ※農薬・スプレー缶は除く	透明又は 半透明の ビニール袋		ゴミ箱の中へ		
	ペットボトル	清涼飲料水・酒類・醤油等の容器	透明又は 半透明の ビニール袋				
	金属類	フライパン・鍋・ノコギリ ・トースターなどの小型電化製品 ※ビデオデッキなどプラスチックの多いものは 粗大ごみ	透明又は 半透明の ビニール袋				
	廃食油	食用油 ※機械油は除く	油の入って ^{いた} 容器	毎週水曜日 朝8時30分までに	ゴミ箱の中へ		
	容器包装 プラスチック	トレイ類、表・ハサフ・カツフ 類、 プラスチック製ボトル・チュー ブル	透明又は 半透明の ビニール袋	馬路：毎月第4金曜日 魚梁瀬：毎月第2金曜日 朝8時30分までに（少雨実施）	ゴミ箱の中へ		
	紙・布類	新聞紙とチラシは一緒に 本と雑誌は一緒に ダンボール・布類・飲料用紙パックは別々に 書類（A4等）は一つにまとめる	ひもで十文字 にしばる ※布類は透明又は 半透明のビニール袋 へ入れる		ゴミ箱の中へ		
有害物		蛍光灯・電池・ライター・温度計 体温計・スプレー缶 ※電球・LED電球・点灯管は一般ごみ	※蛍光灯は箱から出 してひもでしばる ※スプレー缶は キャップを外し、穴 をあける ※透明か半透明の ビニール袋へ入れる	毎月第1火曜日 朝8時30分までに 種類ごとに分類して袋に入れ ※「役場横 駐輪場」「魚梁瀬支所」にいつでも	ゴミ箱の外へ		
粗大ごみ は、事前に 健康福祉課 への連絡が必要です。							
粗大ごみ		タンス・布団・じゅうたん・畳 廃材・プラスチック製品 自転車・家電製品（リサイクル家電以外） 引越ごみ・家屋改修・解体ごみ ※瓦・廃材・タイル等は専門業者に 依頼してください	* トタンは 1.8m×0.9m以内 で持てる程度 に しばる * 布団・毛布は ひもで十文字 に しばる	毎週火・木曜日 もしくは 直接搬入（安芸市メルトセンター） ※裏面をご確認ください			
※粗大ごみの持ち込みは1kg25円、役場が回収する場合は1kg30円をいただきます。大部分が金属のものは無料で回収 ※ソファーのスプリング（パネ）等、金属が混ざっている場合は可能な限り金属部分を取り除いてください。							
(収集しないごみ)							
リサイクル家電 (家電リサイクル法の対象製品)		エアコン・テレビ・冷蔵庫 冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機		買い換える小売店や購入した小売店に回収を依頼してください。 なお、廃業のみで、購入店が不明な時などは役場にお電話ください。 ※リサイクル料金・収集運搬料金がかかります。			
処理困難物 危険物		バイク・農機具・ガスボンベ タイヤ・バッテリー・消火器		それぞれの取扱店に依頼してください。			
 馬路村							
◆◆問い合わせ先◆◆ 馬路村役場 健康福祉課 ☎ (8) 44-2112							